

廿日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する  
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物  
のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第  
8号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則  
(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)に定めるも  
ののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第12条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の  
とおりとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。  
以下「品確法」という。)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価  
書(一戸建ての住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準(平  
成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級4  
及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合しているものに限  
る。)の交付を受けたものにあつては、当該設計住宅性能評価書の写  
し及び建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関  
する計画が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準  
(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合している  
旨を説明した図書
- (2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネ  
ルギー性能表示制度に基づく評価書(建築物全体を評価しているもので  
あって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、  
住宅にあつては、これに加えて、外皮基準に適合(共同住宅にあつて  
は、各住戸が外皮基準に適合)しているものに限る。)の交付を受け  
たものにあつては、当該建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評  
価書の写し及び建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び

設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を説明した図書

- (3) 別表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けたものにあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
- (2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けたものにあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（併せて登録住宅性能評価機関の業務を実施している機関に限る。以下「指定確認検査機関」という。）の技術的審査を受けたものにあつては、当該指定確認検査機関が交付する適合証
- (4) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に規定する一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）の交付を受けたものにあつては、当該設計住宅性能評価書の写し及び法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合している旨を説明した図書

(5) 法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申し出をするものにあつて、建築基準法第6条の3第1項又は建築基準法第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築基準法第6条の3第4項又は建築基準法第18条第7項に規定する適合判定通知書又はその写し及び当該構造計算適合性判定に要した図書の副本

(6) その他市長が必要と認める図書

3 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたものにあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けたものにあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3) 指定確認検査機関の技術的審査を受けたものにあつては、当該指定確認検査機関が交付する適合証

(4) 法第12条第3項又は法第13条第4項に規定する適合判定通知書の交付を受けたものにあつては、当該適合判定通知書の写し（登録建築物エネルギー消費性能判定機関から適合判定通知書の交付を受けたものにあつては、当該適合判定通知書の写し及び建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を説明した図書）

(5) 法第35条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する通知書の交付を受けたものにあつては、当該通知書の写し

(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する通知書の交付を受けたものにあつては、当該通知書の写し

(7) 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性

能表示基準に規定する断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に規定する一次エネルギー消費量等級 3、等級 4 又は等級 5）に適合しているものに限る。）の交付を受けたものにあつては、当該建設住宅性能評価書の写し及び建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を説明した図書

(8) 建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証の写し

(9) その他市長が必要と認める図書

（確認申請書等との照合）

第 3 条 建築主等は、法第 35 条第 1 項の規定により認定申請をするときは、当該認定申請に係る確認済証（建築基準法第 6 条第 4 項、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項又は建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証をいう。以下同じ。）の交付を受けた申請書等を市長へ提示し、認定申請書の計画内容との照合を受けるものとする。

2 認定建築主（法第 36 条第 1 項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）は、認定を受けた後に、確認済証の交付を受けたときは、速やかに確認済証の交付を受けた申請書等を市長へ提示し、認定申請書の計画内容との照合を受けるものとする。

3 建築物の所有者は、法第 41 条第 2 項の規定により認定申請をするときは、当該認定申請に係る確認済証の交付を受けた申請書等を市長へ提示し、認定申請書の計画内容との照合を受けるものとする。

（申請書等の取下げ）

第 4 条 次の各号に掲げるときは、別記様式第 1 号の取下届の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(1) 建築主（国等の機関の長を除く。以下同じ。）が、法第 12 条第 1 項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の計画書又は法第 12 条第 2 項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更計画書を取り下げようとするとき。

- (2) 国等の機関の長が、法第13条第2項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画の計画通知書又は法第13条第3項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画の計画変更通知書を取り下げようとするとき。
- (3) 建築主等が、法第34条第1項の規定により申請した建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請書又は法第36条第1項の規定により申請した建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請書を取り下げようとするとき。
- (4) 建築物の所有者が、法第41条第1項の規定により申請した建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書を取り下げようとするとき。
- (5) 建築主が、次条第1項の規定により提出した軽微変更に関する計画書を取り下げようとするとき。
- (6) 国等の機関の長が、次条第2項の規定により通知した軽微変更に関する計画通知書を取り下げようとするとき。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更)

第5条 建築主は、省令第11条の規定より軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めるときは、別記様式第2号の軽微変更に関する計画書の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項に規定する図書（変更に係る部分に限る。ただし、登録建築物エネルギー消費性能判定機関から当該計画の軽微な変更に係る直前の適合判定通知書の交付を受けたものにあつては、その適合判定通知書及びこれらに添えた図書）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 国等の機関の長は、省令第11条の規定より軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めるときは、前項を準用する。この場合において、同項中「別記様式第2号の軽微変更に関する計画書」とあるのは「別記様式第3号の軽微変更に関する計画通知書」と読み替えるものとする。

3 建築主又は国等の機関の長は、省令第3条に規定する軽微な変更（前

2項の規定により軽微変更に関する計画書又は軽微変更に関する計画通知書を提出して軽微変更に関する適合通知書の交付を受けたものを除く。)をするとき、廿日市市建築基準法施行細則(平成20年3月25日規則第31号)第46条に規定する設計変更届の正本及び副本に、それぞれ軽微な変更の内容を示した図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第6条 認定建築主は、省令第26条に規定する軽微な変更をするとき又は法第35条第1項に掲げる認定基準以外の変更をするとき、別記様式第4号の設計変更届の正本及び副本に、それぞれ軽微な変更の内容を示した図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(計画の取りやめ)

第7条 認定建築主は、法第35条第1項に規定する認定を取りやめようとするときは、別記様式第5号の取りやめ届の正本及び副本に当該認定を受けた通知書及び認定申請書の副本を添えて、市長に提出しなければならない。

2 基準適合認定建築物の所有者は、法第41条第2項に規定する認定を取りやめようとするときは、別記様式第5号の取りやめ届の正本及び副本に当該認定を受けた通知書及び認定申請書の副本を添えて、市長に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る報告)

第8条 法第17条第1項又は法第21条第1項の規定により市長から報告を求められた建築主等は、別記様式第6号の建築物エネルギー消費性能基準の状況報告書を、速やかに市長に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物に係る報告)

第9条 認定建築主は、認定を受けたエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、別記様式第7号の工事完了報告書を市長に提出しなければならない。

2 法第37条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、別

記様式第 8 号の認定建築物エネルギー消費性能向上計画状況報告書を、速やかに市長に提出しなければならない。

(基準適合認定建築物に係る報告)

第 10 条 法第 43 条第 1 項の規定により市長から報告を求められた基準適合認定建築物の所有者は、別記様式第 9 号の基準適合認定建築物状況報告書を、速やかに市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

	図書の種類	明示すべき事項	
(い)	設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明	
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	縮尺及び方位	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別
		空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置	
		仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別及び寸法 エネルギー消費性能確保設備の種別
	各階平面図	縮尺及び方位	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
		壁の位置及び種類	
		開口部の位置及び構造	
		エネルギー消費性能確保設備の位置	
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積	
	立面図	縮尺	外壁及び開口部の位置
		エネルギー消費性能確保設備の位置	
		断面図又は矩計図	縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造 軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造 各階の天井の高さ及び構造



		床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	
	各部詳細図	縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	
	各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	
(ろ)	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
			節湯器具の種別及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数	
	仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
		系統図	空気調和設備
	空気調和設備以外の機械換気設備		空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備		給湯設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先
	各階平面図	空気調和設備	縮尺
			空気調和設備の有効範囲
			熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
		空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
			給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
		照明設備	縮尺
照明設備の位置			
給湯設備	縮尺		

		給湯設備の位置	給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置	配管に講じた保温のための措置
		節湯器具の位置	節湯器具の位置
		昇降機	縮尺
			位置
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺	位置
	制御区	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
		照明設備	照明設備の制御方法
		給湯設備	給湯設備の制御方法
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法	
(は)	機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		節湯器具の種別、位置及び数	
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法		